

職員別給与簿

年分	職員番号	氏名	生年月日	採用年月日	退職年月日	住所情報 (上5桁は都道府県コード及び市町村コード)	所属コード	社別	所帯世帯情報	給与	減額	共済手当	地域手当	管理職手当	住居手当	通勤手当 (課税分)	宿日直手当 (課税分)	控除	差引支給額	所得額	通知書分	所得税	
2017				2016.08.09		1月1日現在 現在所																	
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
計																							
1	課税分	社	会	保	険	料	計	課税対象額	所得税	住民税	通勤手当 (非課税分)	宿日直手当 (非課税分)	控除	差引支給額	所得額	通知書分	所得税						
2	支給額計	厚生年金保険料	退職年金給金	短期・福祉給金	介護給金	その他																	
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
計																							

(注1) 地方公務員法第26条の5に基づく所任用短期労働職員(以下単に「所任用短期労働職員」という。)については、社会保険料の額中「短期・福祉給金」を「短期給金」に組み替えて本様式を使用するものとする。
 (注2) 平成27年9月分までは、所任用短期労働職員を除き、「厚生年金保険料」とあるのは、「長期給金」に組み替えて本様式を使用するものとする。